

## 経済要録

### 国 内

#### ◆公定歩合の引上げ

日本銀行は3月20日、公定歩合を1.0%引上げることを決定し、即日実施した。その内容は以下のとおり。

#### 日本銀行基準割引歩合および基準貸付利子歩合

(単位・年%)

	変更後	変更前
商業手形割引歩合ならびに国債、特に指定する債券または商業手形に準ずる手形を担保とする貸付利子歩合	5.25	4.25
その他のものを担保とする貸付利子歩合	5.5	4.5

#### ◆4～6月のマネーサプライ見通し

日本銀行は、4月17日、当面のマネーサプライ見通しについて次のとおり発表した。

平成2年1～3月のM<sub>2</sub>+C/D平残の前年比伸び率(速報)は、+11.7%と前期(+10.0%)に比べ上昇。

平成2年4～6月については、11%台の伸び率となる見通し<sup>(注)</sup>。

(注) ただし、マネーサプライ対象外資産との間でのシフト等を織り込みます。

#### ◆7か国財相・中央銀行総裁会議(G7)の共同声明について

主要先進7か国(日本、米国、西ドイツ、英国、フランス、イタリア、カナダ)の大蔵大臣および中央銀行総裁は、4月7日、パリにおいて、以下のような共同声明を探討した。

1. 主要先進7か国の大蔵大臣および中央銀行総裁は、各国の経済政策および見通しについて検討を行った。彼らは、前回の会合以降いくつかの国において、その経済成長がより持続的な水準に減速してきたことに留意し

た。しかし、力強い投資が各国経済に大きな刺激を与えているため、全体的な成長の見通しは引き続き良好、インフレも依然として抑制されており、また対外不均衡も、その程度にはばらつきがあるものの、減少してきてている。

2. 大臣および総裁は、成長を持続させ、物価上昇率を低水準にとどめ、為替レートをより安定させるために、マクロ経済政策および構造成策について、引き続き緊密な協調が必要であることを表明した。この関連で、彼らは、現在の物価上昇率について引き続き警戒を要することで合意した。彼らは、財政および経常収支が赤字である国が、財政赤字を削減し、民間貯蓄を増加させるべきである、ということについて合意した。彼らは、また、対外黒字を有する国が同時に、適切なマクロ経済政策および構造政策を通じて、インフレなき内需の成長を促すことにより、引き続き対外調整に貢献するべきであることについても合意に達した。彼らは、また、すべての国において、適切な構造政策の活用を通じて、貯蓄が促進されることについて合意した。

3. 大臣および総裁は、世界の金融市場の展開、とくに円の他の通貨に対する下落について、また、その世界的な調整過程に対する望ましからざる結果について議論を行った。そしてその展開について常時検討していくことを合意した。彼らは為替市場における協力を含め、経済政策協調についてのコミットメントを再確認した。

4. 大臣および総裁は、数十年の中で最も深遠なものと考えられる、東欧における市場指向型経済に向けての改革を歓迎した。彼らは、改革中の国々が民間資金の流れ、情報や専門知識の交換に対する障害を取り除くのに資することにより、適切な二国間および多国間援助を通じて進行中のプロセスの成功に貢献する意図を表明した。彼らは、これらの改革がもたらし得る効果について検討し、評価を行った。彼らは、両独経済通貨同盟が世界の成長の改善および欧州内の対外不均衡の削減に貢献し得ることに留意した。

◆平成2年度一般会計暫定予算について

平成2年度一般会計暫定予算は、4月4日、参議院本会議において可決成立した(対象期間は4月1日～5月20日)。その概要は以下のとおり。

平成2年度一般会計暫定予算

(単位・億円)

	暫定予算 (A)	構成比	本予算 (B)	構成比	(A)/(B)
地方交付税	31,228	30.6	152,751	23.1	20.4
国債費	11,108	10.9	142,886	21.6	7.8
産業投資特別会計繰入れ	3,170	3.1	13,000	2.0	24.4
一般歳出	56,494	55.4	353,731	53.4	16.0
社会保障関係費	18,708	18.3	116,148	17.5	16.1
恩給関係費	4,469	4.4	18,375	2.8	24.3
文教・科学振興費	5,207	5.1	51,129	7.7	10.2
防衛関係費	5,211	5.1	41,593	6.3	12.5
公共事業関係費	16,926	16.6	62,147	9.4	27.2
経済協力費	1,520	1.5	7,845	1.2	19.4
中小企業対策費	87	0.1	1,943	0.3	4.5
エネルギー対策費	3	0.0	5,476	0.8	0.1
食糧管理費	—	—	3,952	0.6	0.0
その他の事項経費	4,163	4.1	41,622	6.3	10.0
予備費	200	0.2	3,500	0.5	5.7
歳出	102,000	100.0	662,368	100.0	15.4
公共事業関係費 (含む無利子融資分)	19,999	19.6	74,447	11.2	26.9
税 収	9,390	31.8	580,040	87.6	1.6
税外収入等	1,577	5.3	13,396	2.0	11.8
国債	15,400	52.1	55,932	8.4	27.5
国債整理基金特別会計受入れ	3,170	10.7	13,000	2.0	24.4
歳 入	29,536	100.0	662,368	100.0	4.5
歳出超過額	72,464		—		

◆金融機関の預貯金等の金利の最高限度およびガイドラインとしての預金細目金利の変更について

日本銀行は3月27日、①金融機関の預貯金等の金利の最高限度の引上げ、②勤労者財産形成年金貯蓄および勤労者財産形成住宅貯蓄にかかる金融機関の金利の最高限度の引上げ、③市場金利連動型定期預・貯金(いわゆる小口MMC)にかかる金融機関の金利の最高限度の引上げについてIのとおり決定するとともに、ガイドラインとしての預金細目金利をIIのとおり変更することを決定した。

I. 金融機関の預貯金等の金利の最高限度ならびに勤労者財産形成年金貯蓄および勤労者財産形成住宅貯蓄にかかる金融機関の金利の最高限度ならびに市場金利連動型定期預・貯金(いわゆる小口MMC)にかかる金融機関の金利の最高限度の変更について

(下線部分は今回改定、かっこ内は変更幅)

1. 臨時金利調整法に基づき定めている金融機関の預貯金等の金利の最高限度のうち、期間の定めがある預金の利率および利回りの最高限度ならびに納税準備預金およびその他の預金利率の最高限度を下記(1)のとおり変更

し、下記(2)により実施する。

(1) 銀行の預金または貯金の利率および定期積金の利回りの最高限度

期間の定めがある預金（期	
間3か月以上の定期預金、 据置貯金および定期積金を いう。）	年5.88%(+0.88%)
当座預金	無利息
納税準備預金（納税貯蓄組合預金を含む。）	年2.38%(+0.88%)
その他の預金	年1.88%(+0.88%)

ただし、預入期間が1か月以上で預入金額が1千万円以上である定期預金、据置貯金および定期積金、譲渡性預金、外国政府、外国中央銀行および国際機関の非居住者円勘定の預金、貯金および定期積金、特別国際金融取引勘定において経理される預金、貯金および定期積金ならびに外国通貨建ての預金、貯金および定期積金については適用しない。

(2) 実施日

平成2年4月2日

ただし、平成2年4月1日までに受け入れた預金、貯金および定期積金のうち、期間の定めがあるものについては、当該期間満了までは、なお従前の例による。

2. 臨時金利調整法に基づき定めている勤労者財産形成年金貯蓄および勤労者財産形成住宅貯蓄にかかる金融機関の金利の最高限度を下記(1)および(2)のとおり変更し、下記(3)により実施する。

(1) 金融機関の預金または貯金の利率のうち、勤労者財産形成促進法(昭和46年法律第92号)第6条第2項第1号に規定する契約(勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律(昭和57年法律第55号)附則第2条第3項および勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律(昭和62年法律第100号)附則第2条第1項の規定により当該契約とみなされるものを含む。)にかかる預金または貯金であって、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第4条の3第1項の規定の適用を受け当該預金または貯金の利子が非課税とされるものおよび同項の規定の適用を受けることができないこととなる事実が生じたことにより当該預金または貯金の利子が課税されることとなるもので当該事実が生じた日前に預入されたもののうち、期間の定めが2年のもの(期限前払戻しの場合を除く。)にかかる利率の最高限度は、上記1.(1)および金融機関の金利の最高限度に関する件第2項の規定にかかる年6.28%(+0.68%)とする。

よび金融機関の金利の最高限度に関する件(昭和23年1月大蔵省告示第4号)第2項の規定にかかる年6.38%(+0.63%)とする。

(2) 金融機関の預金または貯金の利率のうち、勤労者財産形成促進法第6条第4項第1号に規定する契約(勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律(昭和62年法律第100号)附則第2条第1項の規定により当該契約とみなされるものを含む。)にかかる預金または貯金であって、租税特別措置法第4条の2第1項の規定の適用を受け当該預金または貯金の利子が非課税とされるものおよび同項の規定の適用を受けることができないこととなる事実が生じたことにより当該預金または貯金の利子が課税されることとなるもので当該事実が生じた日前に預入されたもののうち、期間の定めが2年のもの(期限前払戻しの場合を除く。)にかかる利率の最高限度は、上記1.(1)および金融機関の金利の最高限度に関する件第2項の規定にかかる年6.28%(+0.68%)とする。

(3) 実施日

平成2年4月2日

ただし、当該貯蓄にかかる期間の定めが2年の預金または貯金(期限前払戻しの場合を除く。)のうち、平成2年4月1日までに受け入れたものについては、当該預金または貯金の預入期間満了の日までは、なお従前の例による。

3. 臨時金利調整法に基づく市場金利連動型定期預金または市場金利連動型定期貯金にかかる金融機関の金利の最高限度の定めを下記(1)のとおり変更し、下記(2)により実施する。

(1) 市場金利連動型定期預金または市場金利連動型定期貯金にかかる金融機関の金利の最高限度に関する件(平成元年5月大蔵省告示第88号)の規定にかかるうず、同告示に定める市場金利連動型定期預金または市場金利連動型定期貯金の利率の最高限度が、それぞれの預入期間ごとに以下に掲げる利率を下回るときは、以下に掲げる利率を最高限度とする。

預入期間が3か月のもの	年3.78%(+0.88%)
預入期間が6か月のもの	年5.03%(+0.88%)
預入期間が1年のもの	年5.78%(+0.88%)
預入期間が2年のもの	年6.03%(+0.88%)
預入期間が3年のもの	年6.03%(+0.88%)

(2) 実施日

平成2年4月2日

ただし、平成2年4月1日までに受け入れた市場金利連動型定期預金または市場金利連動型定期貯金については、当該預金または貯金の預入期間満了の日までは、なお従前の例による。

## II. 平成2年4月2日以降のガイドラインとしての金融機関の預貯金利率および定期積金利回りについて (下線部分は今回改定、かっこ内は変化幅)

### 1. 金融機関の預貯金利率および定期積金利回り

#### (1) 期間の定めがある預金

##### 定期預金

期間3か月のもの	年 <u>3.63%</u> 以下(+0.88%)
期間6か月のもの	年 <u>4.88%</u> 以下(+0.88%)
期間1年のもの	年 <u>5.63%</u> 以下(+0.88%)
期間2年のもの	年 <u>5.88%</u> 以下(+0.88%)

ただし、

##### イ、期間2年のものの

1年を経過した日に 行われる中間利払の 利率	年 <u>4.88%</u> 以下(+0.88%)
------------------------------	---------------------------

##### ロ、期限前払戻の場合

###### の預入期間中の利率

(イ) 預入期間が6か 月未満の場合	当該払戻が行われる日の 普通預金の利率以下
(ロ) 預入期間が6か 月以上1年未満の 場合	年 <u>4.13%</u> 以下(+0.88%)

###### (ハ) 預入期間が1年

以上1年6か月末 満の場合	年 <u>4.63%</u> 以下(+0.88%)
------------------	---------------------------

###### (二) 預入期間が1年 6か月以上の場合

年5.38%以下(+0.88%)

##### ハ、期限後利率

(イ) 現払の場合(他 預金への振替を含 む)	当該現払が行われる日の 普通預金の利率低下
-------------------------------	--------------------------

(ロ) 定期預金または 据置貯金に継続書 替えの場合	継続預入後の定期預金ま たは据置貯金の当該継続 書替えが行われる日の利 率
----------------------------------	--

##### 据置預金

##### 定期預金

ただし、期限前払戻の場 合の預入期間中の利回り	当該払戻が行われる日の 普通預金の利率以下
----------------------------	--------------------------

(2) 当座預金	無利息
(3) 納税準備預金(納税貯蓄組合預金を含む)	年 <u>2.38%</u> 以下(+0.88%)

ただし、納税目的以外の事由により払出のあった場合の、その払出 普通預金の利率以下の属する利息計算期間中の利率

#### (4) その他の預金

普通預金および普通貯金 通知預金	年 <u>1.63%</u> 以下(+0.88%)
ただし、据置期間中に 払戻のあった場合 の預入期間中の利率	当該払戻が行われる日の 普通預金の利率以下
別段預金およびその他の 雑預金	年 <u>1.63%</u> 以下(+0.88%)

### 2. 信用金庫等の特例

信用金庫、労働金庫、信用協同組合、農業協同組合、農業協同組合連合会および水産業協同組合の預貯金等の最高金利で、金融機関の金利の最高限度に関する件(昭和23年1月大蔵省告示第4号)第2項により銀行の預貯金等の最高金利より高い金利を適用することができるものについては、さしあたり上記1.の利率および利回りに、定期預金、据置貯金および定期積金については年0.1%納税準備預金、普通預金、普通貯金、通知預金、別段預金およびその他の雑預金については年0.25%を加えたものとすることができる。

### 3. 金融機関相互間の特例

金融機関相互間の定期預金の利率は、上記1.にかかるらず、期間3か月以上6か月未満のものについては年4.13%(+0.88%)以下、期間6か月以上のものについては年5.13%(+0.88%)以下とする。

### 4. 経過措置

定期預金および据置貯金のうち、平成2年4月1日までに受入れたものについては、上記1.、2.および3.にかかるらず、当該預金および貯金にかかる期間満了までは、なお従前の例による。

#### ◆金融機関の一般貸付債権の流動化に関する大蔵省通達について

大蔵省は、3月22日、金融機関の自己資本比率の向上に資する趣旨から、一般貸付債権の流動化解禁を決定し、本件に関する取扱要領および留意事項を定めた通達、事務連絡を発出した。

その概要是以下のとおり。

1. 対象債権……銀行取引約定書等の適用を受ける一般貸付債権。
2. 謙渡方式……指名債権譲渡方式とし、原則として売切り(買戻義務等は負わない)、転売不可。
3. 売手、買手……金融機関(生保、損保を含む)。
4. 最低譲渡金額……1億円。
5. 譲渡後の債権……譲受者は譲渡者に対して、譲受債権の管理・回収事務等を委任する。
6. 譲受債権の勘……貸付金勘定とする。  
定科目
7. 報告書の微求……一般貸付債権の流動化実績を有する金融機関については、各月の同状況報告を微求する。

#### ◆土地関連融資の抑制に関する通達について

大蔵省は、3月27日、各金融機関団体に対し、金融機関の土地関連融資の抑制に関する銀行局長通達および事務連絡を発出した。その概要是以下のとおり。

1. 当面、不動産業向け貸出については、公的な宅地開発機関等に対する貸出を除き、その増勢を総貸出の増勢以下に抑制することを目指として各金融機関においてその調整を図るよう要請する。
2. 当面、不動産業および建設業、ノンバンクの三業種に対する融資の実行状況の報告を微求する。

#### ◆外為経理基準および通貨オプションの経理処理方法変更について

大蔵省は、3月30日、外国為替公認銀行の外貨建て資産等および通貨オプション(自己取引)の経理処理方法を変更、平成2年度から実施する(ただし1年間の経過措置あり)旨決定し、事務連絡を発出した。同変更の主要点は以下のとおり。

##### 1. 先物為替に係る評価方法の変更

先物為替については、従来、引直値、持値とも直物レートで評価していたが、新基準ではこれを先物為替

レートを用いて評価するほか、これまで期末評価を行わなかった通貨先物についても、市場価格を用いて期末に時価評価を実施。

#### 2. 通貨オプションの評価方法の変更

通貨オプションについては、従来、売買実行時点(=プレミアム受払時点)で損益認識していたが、新基準ではこれを手仕舞った時点(反対売買、権利行使あるいは権利放棄時点)で損益認識するほか、期末には時価評価を実施。

#### 3. 資金関連スワップに係る経理方法の変更

資金関連スワップに係る直物・先物為替については、従来引直し対象とされ、かつ直先差金は受渡期日の属する期間に一括して外国為替売買損益として計上していたが、新基準ではこれを引直し対象外とする一方、直先差金についてはこれを期間按分し、資金利益段階に計上。

#### ◆金融機関の営業用不動産の有効活用に関する事務連絡について

大蔵省は、3月30日、金融機関の営業用不動産の有効活用に関する事務連絡(昭和61年1月16日付)の一部を改正し、「店舗用建物の建替えに係る余剰部分の賃貸」を認める等の規制緩和を行った。

#### ◆金融機関の内国為替手数料引下げについて

都・長銀・信託各行および一部地銀、第2地銀・信金等は、4月2日を皮切りに、小口振込や機械を利用した振込に係る内国為替手数料引下げを実施した。従来、各金融機関とも同一料金であった同手数料は、今回引下げに伴い、一部行では新たに一円という金額区分を設け、一円未満の小口振込についてより一層の引下げを行なう(最低手数料は103円)など、金融機関により異なることとなった。

#### ◆日本銀行による非公募地方債の担保適格化について

日本銀行は、4月より、非公募地方債のうち、市場性があり適當と認められる条件で発行されたものについては、日本銀行貸出し等のための適格担保として認める扱いとした。日本銀行は、従来から公募地方債を適格担保として認めているが、今回の措置は市場性、発行条件等について公募地方債と遜色のない非公募地方債が多くみられるようになってきていることに配慮したもの。

◆割引短期国庫債券および政府短期証券の応募・売買単位引下げについて

大蔵省は、4月6日付で政府資金調達事務取扱規則(昭和31年大蔵省令第12号)を改正する省令第18号を定め、割引短期国庫債券および政府短期証券の応募・売買単位を現行5千万円から1千万円へ引下げる旨決定、4月から実施することとした。

◆国内CPの発行適格企業の範囲等

大蔵省は、3月31日、金融機関が取扱う国内CPの発行適格企業に関する事務連絡を発出した。

その概要は以下のとおり。

1. 居住者が発行する場合

(1) 発行適格企業は次に掲げる者とする。

① 上場企業または証券取引法(昭和23年法律第25号)上の継続開示を3年以上行っている非上場企業で、次のイまたはロに該当するもの  
イ、国内CPにおいて最上位のA-1格相当の格付を取得している企業  
ロ、国内CPについて第2位のA-2格相当の格付を取得している純資産額330億円以上の企業

② 上場企業で、昭和63年12月14日時点および国内CPの発行時点のいずれにおいても、次のイからホのいずれかに該当しているもの(平成2年9月30日までに限り適用)

イ、下記基準を充足する企業

準資産額	自己資本比率	純資産率	使用総資本事業利益率	インタレスト・カバレッジ・レシオ	1株当たり配当金
億円以上	以上	以上	以上	以上	直近5期連続6円以上
3,000	30%	3倍	8%	3倍	
1,100	40%	4倍	10%	4倍	ク
550	50%	5倍	12%	5倍	ク

(注) 純資産額1,100億円以上の企業においては、純資産額を必須条件とし、その他の5要素のうち4要素以上を充足することを必要とする。

純資産額1,100億円未満の企業においては、純資産額および自己資本比率を必須条件とし、その他の4要素のうち3要素以上を充足することを必要とする。

ロ、無担保公募普通社債について、A A格相当以上の格付を取得している企業またはA格相当の格付を取得し、かつ純資産額が550億円以上の企業

ハ、法令により一般担保付社債の発行を認められている企業

ニ、純資産額1,500億円以上で、普通社債について企業担保の適用を認められている企業

ホ、商社については、事態の特質にかんがみ、下記の基準を充足している企業

純資産額	自己資本比率	純資産率	使用総資本事業利益率	1株当たり配当金
1,500億円以上	3.0%以上 かつ流動比率100%以上	1.5倍以上	5%以上	直近5期連続有配 かつ直近3期連続5円以上

(注) 純資産額、自己資本比率および配当金を必須条件とし、その他2要素のうち1要素以上を充足することを必要とする。

(2) (1)の①および②の規定にかかるわらず、金融関連企業(証券金融会社および証券会社を除く。)による発行は行わないものとする。

2. 非居住者が発行する場合

(1) 発行適格企業は次に掲げる者とする。

① 国際機関、外国政府および外国政府機関(現行の円建て私募債に係る公的機関の判定基準を充足するものをいう。以下同じ。)で、次のイまたはロに該当するもの

イ、わが国加盟の国際開発金融機関(国内で発行される長期債について証券取引法上の発行開示を要しないもの)で、格付機関より第2位のA-2格相当以上の短期格付を取得しているもの

ロ、上記以外の国際機関、外国政府および外国政府機関で、格付機関より第2位のA-2格相当以上の短期格付を取得し、かつ国内で発行される長期債について証券取引法上の継続開示が行われているもの

② 本邦証券取引所に株式を上場している非居住者で、次のいずれかに該当するもの

イ、最上位のA-1格相当の短期格付を取得している企業

ロ、第2位のA-2格相当の短期格付を取得し、かつ純資産額が330億円以上である企業

ハ、昭和63年12月14日現在および国内CPの発行時

点のいずれにおいても、次の(i)または(ii)のいずれかに該当する企業  
 (i) 下記基準を充足し、かつ直近決算期で配当を行っている企業

純資産額	自己資本比率	純資産倍率	使用総資本事業利益率	インターレスト・カバレッジ・レシオ
億円以上 3,000	以上 30%	以上 3倍	以上 8%	以上 3倍
1,100	40%	4倍	10%	4倍
550	50%	5倍	12%	5倍

(注) 純資産額1,100億円以上の企業においては、純資産額を必須条件とし、その他の4要素のうち3要素以上を充足することを必要とする。純資産額1,100億円未満の企業においては、純資産額および自己資本比率を必須条件とし、その他の3要素のうち2要素以上を充足することを必要とする。

- (ii) 無担保普通社債について、AA格相当以上の格付を取得している企業またはA格相当の格付を取得し、かつ純資産額が550億円以上の企業
- ③ 本邦および海外のいずれの証券取引所にも株式を上場していない非居住者で証券取引法上の継続開示を3年以上行っている企業のうち、②のイまたはロに該当するもの
  - ④ 海外の証券取引所にのみ株式を上場している非居住者で、②のイまたはロに該当する企業のうち、デイスクロージャーの適否を個別に検討の上、適格性について支障がないと判定されたもの
  - (2) (1)の①から④の規定にかかるらず、次に掲げる者による発行は行わないものとする。

イ、金融機関、貸金業者等金融関連企業  
 ロ、本邦系現地法人

ただし、外国証券業者に関する法律(昭和46年法律第5号)第2条第1項に定める外国証券業者(ただし、銀行業務を営む者を除く。)は、上記の適格性の規定を充足する限り、平成2年4月2日から発行できるものとする。

なお、これに先立って、2月6日、証券会社の国内におけるCP発行の留意事項に関する事務連絡を発出、下記の条件の下で証券会社のCP発行が解禁された。

1. 証券会社が国内において発行するコマーシャルペーパー(以下「証券会社CP」という。)は、商品有価証券

の在庫ファイナンスを目的とするものに限られる。

2. 証券会社CPの発行額の残高は、商品有価証券勘定の平均残高の2分の1を限度とする。

(注) 5月から10までの間は、前年4月から当年3月までの1年間の商品有価証券勘定の平均残高、11月から翌年4月までの間は、前年10月から当年9月までの1年間の商品有価証券勘定の平均残高を発行限度額の計算にあたって使用する。

3. CPについてはダイレクト発行は行わないという趣旨にかんがみ、証券会社CPを発行時に他の証券会社が買い取った場合において、当該他の証券会社が当該証券会社CPを発行した証券会社の販売網を使って販売すること等実質的にダイレクト発行にあたる行為は行わないものとする。

#### ◆国内CPに係る印紙税の変更について

租税特別措置法、同施行令、同施行規則の改正に伴い、4月1日から、国内で発行されるCPに係る印紙税については、現行の段階税率から、1通につき一律5千円の定額税率へ変更されることとなった。上記特例措置が適用されるCPの要件は以下のとおり。

1. CPの振出人が上場会社等であること。
2. CPの金額が1億円以上であること。
3. 確定日払の約束手形で、その振出の日から満期までの期間が9か月以内であること。
4. この特例の適用を受けようとするCPに係る業務を行おうとして国税庁長官へ届出した金融機関等(以下「特定金融機関等」という。)が当該CPの買取りまたは買取りの媒介、取次もしくは代理(以下、これらを「買取り等」という。)を行う旨の契約を締結していること。
5. 当該CPの買取り等を行う特定金融機関等によって、当該CPが上記1.~4.の要件に該当することについて確認を受けるとともに、CP面上に大蔵省令で定めるところの表示を受けていること。

#### ◆投資顧問会社による厚生年金基金等の資産運用受託開始について

政府は3月6日、厚生年金基金令(昭和41年政令第324号)の一部を改正する政令第29号を制定し、①設立後8年以上経過している、②将来にわたり健全な財政運営が見込まれるなど一定の基準を満たす厚生年金基金および厚生年金連合会(以下「厚生年金基金等」)は4月から、厚生省の認可を得れば投資顧問会社(有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律<昭和61年法律第74号>

第24条第1項の認可を受けた会社に限る)に運用委託できることとした。

同政令改正を受け、大蔵省は3月16日、厚生年金基金等の資産運用に係る投資一任契約に関する業務についての証券局長通達および事務連絡を発出し、運用にあたっての一定の条件を示した。その概要は以下のとおり。

1. 最小契約資産額…投資一任契約ごとに10億円以上。
2. 運用方法…

(1) 次の資産を、投資一任契約に係る運用資産の50%以上の割合で保有、運用する。

イ、国債、地方債、特別の法律により法人の発行する債券

ロ、次に規定する社債(新株引受権付社債および社債の引受権を表示する証書を含む。)

(i) 担保付社債

(ii) 信用ある格付機関からA格以上の格付けを取得している社債

ハ、非居住者円貨建て債券

ニ、元本補填、利益の補足の契約のある金銭信託受益権

ホ、公社債投資による証券投資信託

ヘ、預貯金(大口定期預金、為替予約付き外貨預金を含む)

ト、コマーシャル・ペーパー

チ、抵当証券

リ、住宅貸付債権の受益権

(2) 同一人に対する運用については、株式および社債を合わせて、投資一任契約に係る運用資産の10%以下とする。

3. 報告書の微求…投資顧問会社は、毎年3・6・9・12月末における投資一任契約に係る運用資産の状況を管轄財務局に提出することとする。

#### ◆証券会社の新型金貯蓄口座の販売開始について

証券会社は、2月下旬を皮切りに、新型金貯蓄口座の販売を開始した。同口座は、従来の金貯蓄口座に比べ、以下の点が特徴。

- ① 自動継続が可能(従来は不可能)
- ② 最短受入期間1週間(従来は1か月(ただし、実際は10日ものもある))
- ③ 最低受入金額10万円(従来は60万円)
- ④ 顧客に対する金の保護預り証発行を省略し、取引明細表で代用(従来は必ず保護預り証を発行する必要)。

#### ◆郵便貯金利率の変更について

政府は3月30日、郵便貯金利率を以下のとおり変更し、4月2日から実施することを閣議決定した(「郵便貯金法施行令の一部を改正する政令」は4月2日付で公布)。

#### 郵便貯金利率

(単位・年%)

	変更後	変更前
通常郵便貯金	3.00	2.16
積立郵便貯金		
1年	3.72	2.88
2年	3.84	3.00
3年	3.96	3.12
定額郵便貯金		
1年未満	4.13	3.25
1年以上1年6か月未満	4.63	3.75
1年6か月以上2年未満	5.38	4.50
2年以上2年6か月未満	5.73	4.85
2年6か月以上3年未満	5.78	4.90
3年以上	5.88	5.00
定期郵便貯金		
6か月	4.88	4.00
1年	5.63	4.75
住宅積立郵便貯金		
〔住宅金融公庫等から貸付を受けた場合〕		
1年以上2年未満	4.20	3.36
2年以上3年未満	4.68	3.84
3年以上4年未満	5.40	4.56
4年以上5年未満	5.64	4.80
5年	5.88	5.04
〔住宅金融公庫等から貸付を受けない場合〕		
1年以上2年未満	3.84	3.00
2年以上3年未満	3.96	3.12
3年以上4年未満	4.32	3.48
4年以上5年未満	4.56	3.72
5年	4.80	3.96
進学積立郵便貯金		
〔国民金融公庫等から貸付を受けた場合〕		
2年以下	3.48	2.64
2年1か月以上	3.72	2.88
〔国民金融公庫等から貸付を受けなかった場合〕		
2年未満	3.72	2.88
2年	3.84	3.00
2年1か月以上	3.96	3.12

◆貸付信託予想配当率および合同運用指定金銭信託予定配当率の引上げについて

(1) 信託銀行7行は、2年ものおよび5年ものの貸付信託予想配当率を次のとおり引上げ、4月6日以降募集分より実施した(3月27日発表)。

**貸付信託予想配当率**

(単位・年%)

	変更後	変更前
契約期間 2年のもの	6.08	5.20
契約期間 5年のもの	7.02	6.62

(2) 信託銀行7行、大和銀行、琉球銀行および沖縄銀行は、契約期間1年以上、2年以上および5年以上の合同運用指定金銭信託予定配当率を次のとおり引上げ、1年以上のものおよび2年以上のものは、4月2日、5年以上のものは4月6日以降受託分より実施した(3月27日発表)。

**合同運用指定金銭信託予定配当率**

(単位・年%)

	変更後	変更前
契約期間 1年以上のもの	5.63	4.75
契約期間 2年以上のもの	5.93	5.05
契約期間 5年以上のもの	6.9	6.5

◆政府系金融機関の貸出基準金利引上げについて

政府系金融機関は、貸出基準金利を次のとおり引上げ、4月2日から実施した。

**政府系金融機関貸出基準金利**

(単位・年%)

	変更後	変更前
日本開発銀行		
中小企業金融公庫	7.9	7.5
国民金融公庫		
環境衛生金融公庫		

**新短期プライムレート**

(単位・年%)

	変更後	変更前
新短期プライムレート	7.125	6.250

◆長期貸出最優遇金利の引上げについて

長期信用銀行3行、信託銀行7行、生命保険・損害保険会社は、長期貸出最優遇金利を次のとおり引上げ、4月2日から実施した(3月27日発表)。

**長期貸出最優遇金利**

(単位・年%)

	変更後	変更前
長期貸出最優遇金利	7.9	7.5

◆長期国債等の発行条件改定

政府は、長期国債、政府保証債、公募地方債の発行条件を次のとおり改正し、4月債から実施した(長期国債は4月6日、政府保証債、公募地方債は4月9日にそれぞれ決定)。

**国債等の発行条件**

	変更後	変更前
長期国債	表面利率(%)	6.7
	発行価格(円)	100.27
	応募者利回(%)	6.655
政府保証債	表面利率(%)	6.9
	発行価格(円)	99.00
	応募者利回(%)	7.070
公募地方債	表面利率(%)	7.0
	発行価格(円)	99.50
	応募者利回(%)	7.085

◆新短期プライムレートの引上げについて

住友銀行は、新短期プライムレートを次のとおり引上げ、3月29日から実施した(3月27日発表)。

なお、他の都市銀行、長期信用銀行3行、信託銀行7行も、3月30日までに同様の引上げを実施した。

◆金融債の発行条件改定

長期信用銀行3行、東京銀行、農林中央金庫および商工組合中央金庫は、利付金融債の発行条件を次のとおり改定し、4月債から実施した(3月27日発表)。

利付金融債の発行条件

		変更後	変更前
5年物	表面利率(%)	7.0	6.6
	発行価格(円)	100.00	100.00
	応募者利回(%)	7.000	6.600
3年物	表面利率(%)	6.9	6.5
	発行価格(円)	100.00	100.00
	応募者利回(%)	6.900	6.500

◆割引金融債の発行条件改定

長期信用銀行3行、東京銀行、農林中央金庫および商工組合中央金庫は、割引金融債の発行条件を次のとおり改定し、4月債から実施した(3月27日発表)。

割引金融債の発行条件

		変更後	変更前
割引率(%)	5.87	5.47	
発行価格(円)	94.11	94.51	
応募者利回(%)	6.258	5.808	
〈同 税引後(%)〉	5.075	4.723	

◆政府短期証券の割引歩合の引上げについて

政府は、政府短期証券の割引歩合を次のとおり引上げ、4月2日発行分から実施した(3月29日発表)。

政府短期証券割引歩合(60日もの)

(単位・年%)

		変更後	変更前
割引歩合	5.125	4.125	
応募者利回	5.168	4.153	